

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由																														
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与 (試験及び単位の授与)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する評語と評点及び達成状況の対応関係は、次の表のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="176 721 972 1008"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評点</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">合格</td> <td>S 100～90点</td> <td>到達基準を超えた成果を上げている。</td> </tr> <tr> <td>A 89～80点</td> <td>到達基準を十分達成している。</td> </tr> <tr> <td>B 79～70点</td> <td>到達基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>C 69～60点</td> <td>到達基準を概ね<u>おおむね</u>している。</td> </tr> <tr> <td>不合格</td> <td>D 59～0点</td> <td>到達基準に達していない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p>	評価	評点	達成状況	合格	S 100～90点	到達基準を超えた成果を上げている。	A 89～80点	到達基準を十分達成している。	B 79～70点	到達基準を達成している。	C 69～60点	到達基準を概ね <u>おおむね</u> している。	不合格	D 59～0点	到達基準に達していない。	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与 (試験及び単位の授与)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する評語と評点及び達成状況の対応関係は、次の表のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="1072 721 1868 1008"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評点</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">合格</td> <td>S 100～90点</td> <td>到達基準を超えた成果を上げている。</td> </tr> <tr> <td>A 89～80点</td> <td>到達基準を十分達成している。</td> </tr> <tr> <td>B 79～70点</td> <td>到達基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>C 69～60点</td> <td>到達基準を概ね<u>達成</u>している。</td> </tr> <tr> <td>不合格</td> <td>D 59～0点</td> <td>到達基準に達していない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p>	評価	評点	達成状況	合格	S 100～90点	到達基準を超えた成果を上げている。	A 89～80点	到達基準を十分達成している。	B 79～70点	到達基準を達成している。	C 69～60点	到達基準を概ね <u>達成</u> している。	不合格	D 59～0点	到達基準に達していない。	<p>誤字の修正</p>
評価	評点	達成状況																														
合格	S 100～90点	到達基準を超えた成果を上げている。																														
	A 89～80点	到達基準を十分達成している。																														
	B 79～70点	到達基準を達成している。																														
	C 69～60点	到達基準を概ね <u>おおむね</u> している。																														
不合格	D 59～0点	到達基準に達していない。																														
評価	評点	達成状況																														
合格	S 100～90点	到達基準を超えた成果を上げている。																														
	A 89～80点	到達基準を十分達成している。																														
	B 79～70点	到達基準を達成している。																														
	C 69～60点	到達基準を概ね <u>達成</u> している。																														
不合格	D 59～0点	到達基準に達していない。																														

附 則 (令和5年12月18日規則第10号)
この規則は、令和5年12月18日から施行する。